

主な改正点は次のとおりです。

1 公益法人関係税制の整備

公益法人制度改革により、一般社団法人・一般財団法人が登記のみで設立でき、このうち一定の基準を満たしているものは行政庁の公益認定を受けることにより公益社団法人・公益財団法人となる制度が創設され、本年12月1日（以下「施行日」といいます。）から施行されることとされています。

この新たな法人制度の創設に伴い、平成20年度の税制改正により、一般社団法人・一般財団法人は、法人税法上、公益法人等に該当する公益社団法人・公益財団法人、公益法人等に該当する非営利型法人、普通法人の三つに区分され、非営利型法人となるための要件、法人区分の異動に伴う事業年度や所得計算などに関する整備が行われました。

なお、既存の社団法人・財団法人は、施行日から5年間の移行期間内に公益認定を受けて公益社団法人・公益財団法人となるか、又は行政庁の認可を受けて通常の一般社団法人・一般財団法人となるまでの間は、特例民法法人として存続し、法人税法上、特例民法法人を公益法人等とみなすこととされました。

非営利型法人における特別の利益の意義（基通1-1-8 新設）

一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を除きます。）のうち一定の要件に該当するものは、公益法人等に該当する非営利型法人に該当することとされました。

この非営利型法人となるための要件の一つとして「特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと」が掲げられていますが、この「特別の利益を与えること」とは、例えば、法人が特定の個人又は団体に対しその所有する資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けているなどの経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう旨を明らかにしています。

主たる事業の判定（基通1-1-10 新設）

公益法人等に該当する非営利型法人のうち、会員から受け入れる会費によりその会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるものについては、この法人となるための要件の一つとして「主たる事業として収益事業を行っていないこと」が掲げられていますが、これに該当するかどうかは、原則として、その法人が主たる事業とし

て収益事業を行うことが常態となっていないかどうかにより判定し、この場合の「主たる事業」は、法人の事業の態様に応じて合理的と認められる指標を総合的に勘案し、その合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるかどうかにより判定することを明らかにしています。

ただし、その法人の行う事業の内容に変更があるなど、収益事業の割合と収益事業以外の事業の割合の比に大きな変動を生ずる場合を除き、当該事業年度の前事業年度における合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるときには、その法人は、当該事業年度の開始の日においてこの要件に該当するものと判定して差し支えない旨を併せて明らかにしています。

理事の親族等の割合に係る要件の判定（基通1-1-11 新設）

公益法人等に該当する非営利型法人となるための要件の一つとして「理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること」が掲げられていますが、これに該当するかどうかは、原則として、判定される時の現況によることを明らかにしています。

ただし、例えば、非営利型法人が理事の退任に基因してこの要件に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった時から相当の期間内に理事の変更を行う等により、再度この要件に該当していると認められるときには、継続してこの要件に該当しているものと取り扱って差し支えない旨を併せて明らかにしています。

公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等（基通1-2-6 新設）

事業年度の中途において、公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合、普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合には、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ事業年度とみなすこととされました。

そこで、この「該当することとなった日」とは具体的にいつになるかを明らかにしています。

特例民法法人が公益社団法人等に移行した場合の事業年度（経過的取扱い）

特例民法法人が、公益社団法人・公益財団法人又は通常の一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合の事業年度の期間について明らかにしています。

労働者派遣業の範囲（基通 15 - 1 - 70 新設）

収益事業の範囲に、新たに「労働者派遣業」が追加されました。

そこで、この「労働者派遣業」には、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業のほか、自己と雇用関係のない者を、他の者の指揮命令を受けて他の者の行う事業に従事させる事業等が含まれることを明らかにしています。

2 耐用年数の短縮制度

平成 20 年度の税制改正により、耐用年数の短縮制度について、本制度の適用を受けた減価償却資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部の資産についてこれに代わる新たな資産と取り替えた場合、短縮特例承認資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮制度の適用を受けることができることとされました。

耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等（基通 7 - 3 - 24 新設）

法人税法施行規則第 16 条第 1 号《構成が著しく異なる場合の耐用年数の短縮》に掲げる事由等により承認を受けた短縮特例承認資産について、次に掲げる事実が生じた場合も、「新たな資産と取り替えた場合」に含まれるものとして変更点等の届出により短縮制度の適用を受けることができる旨を明らかにしています。

短縮特例承認資産の一部の資産を除却することなく、その短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得したこと。

短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得することなく、その短縮特例承認資産の一部の資産を除却したこと。